

利尻礼文サロベツ国立公園の公園区域及び公園計画の変更案の概要

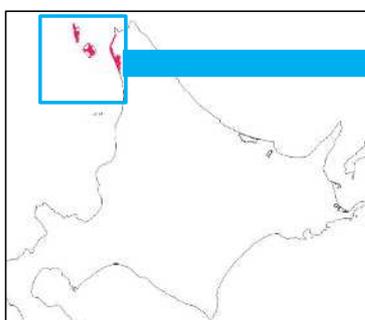
1. 背景

利尻礼文サロベツ国立公園は北海道の北西部に位置し、利尻島、礼文島、北海道本土側の抜海・稚咲内海岸及びサロベツ原野にわたる地域で、利尻島の火山地形・海食崖、礼文島の海食崖・高山植物群落、抜海及び稚咲内海岸の砂浜・砂丘林、サロベツ原野の湿原等、優れた景観を有する風景地です。

本公園は、昭和49年9月20日に国立公園指定され、平成15年の公園計画の第1次点検においてサロベツ地域の一部を公園区域に編入しています。

今回の公園区域の変更（第2次点検）は、第1次点検以降における本地域を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、必要な変更を自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づいて行うものです。

利尻礼文サロベツ国立公園



2. 変更案のポイント

礼文島のトンナイ川流域及び利尻島の南浜湿原等を新たに公園区域に編入するほか、利尻島、礼文島において新たに海域公園地区の指定を行います。また、本公園全体において保護施設計画や利用施設計画の見直しを行うとともに、公園区域線や地種区分線が不明確であった区域の明確化を図ります。

3. 変更案の詳細

①公園区域（陸域）

- 拡張：北海道礼文郡礼文町大字船泊村の各一部 13.9ha
 北海道礼文郡礼文町大字香深村の各一部 9ha
 北海道利尻郡利尻富士町の各一部 4ha
 北海道利尻郡利尻富士町大字鬼脇字南浜の各一部 63ha
 合計：91ha
 削除：北海道礼文郡礼文町大字船泊村の各一部 1.8ha
 北海道利尻郡利尻町字沓形岬の各一部 9ha
 北海道利尻郡利尻町字沓形の各一部 10ha
 北海道稚内市抜海の各一部 2ha
 合計：24ha

②公園区域（海域）

- 拡張：北海道礼文郡礼文町トド島地先、種北小島、種島、中ノ礁地先岩礁を含む海域 522ha

③保護規制計画

変更内容	変更面積
特別保護地区の削除 (第2種特別地域及び普通地域への振替による)	△11 ha
第1種特別地域の拡張 (第3種特別地域からの振替並びに普通地域及び公園区域外からの編入による)	11 ha
第1種特別地域の削除 (第2種特別地域及び普通地域への振替による)	△9 ha
第2種特別地域の拡張 (特別保護地区、第1種・第2種特別地域及び普通地域からの振替並びに公園外からの編入による)	+86 ha
第2種特別地域の削除 (公園区域からの削除による)	△14 ha
第3種特別地域の拡張 (公園区域外からの編入による)	+47 ha
第3種特別地域の削除 (第1種特別地域及び普通地域への振替並びに公園区域の削除による)	△1 ha
海域公園地区の拡張	+3,356 ha

④植生復元施設

- 追加：大備、鉄府、桃岩（北海道礼文郡礼文町）、利尻山山頂（北海道利尻郡利尻町及び利尻富士町）

⑤単独施設

- 追加：南浜（北海道利尻郡利尻富士町）等（計7施設）
 変更：元地（北海道礼文郡礼文町）等（計4施設）
 削除：とど島（北海道礼文郡礼文町）等（計7施設）

⑥道路（車道）

追加：桃岩登山線

変更：香深元地線

削除：香深香深井線

⑦道路（歩道）

変更：礼文島縦断線等（計5路線）

削除：鬼脇登山線等（計5路線）

⑧運輸施設（係留施設）

削除：とど島、西上泊（北海道礼文郡礼文町）

【参考】利尻礼文サロベツ国立公園の面積（変更後）

【単位：ha】

	特別 地区 保護	特別 第1種 地域	特別 第2種 地域	特別 第3種 地域	普通 地域 （陸 域）	（陸 域） 合計	海 域 公 園	普通 地域 （海 域）	（海 域） 合計
公園 全体	9,566	2,887	3,363	8,540	155	24,511	3,356	7,902	11,258